

DC懇談会 第2回ヒアリング資料

国民年金基金連合会

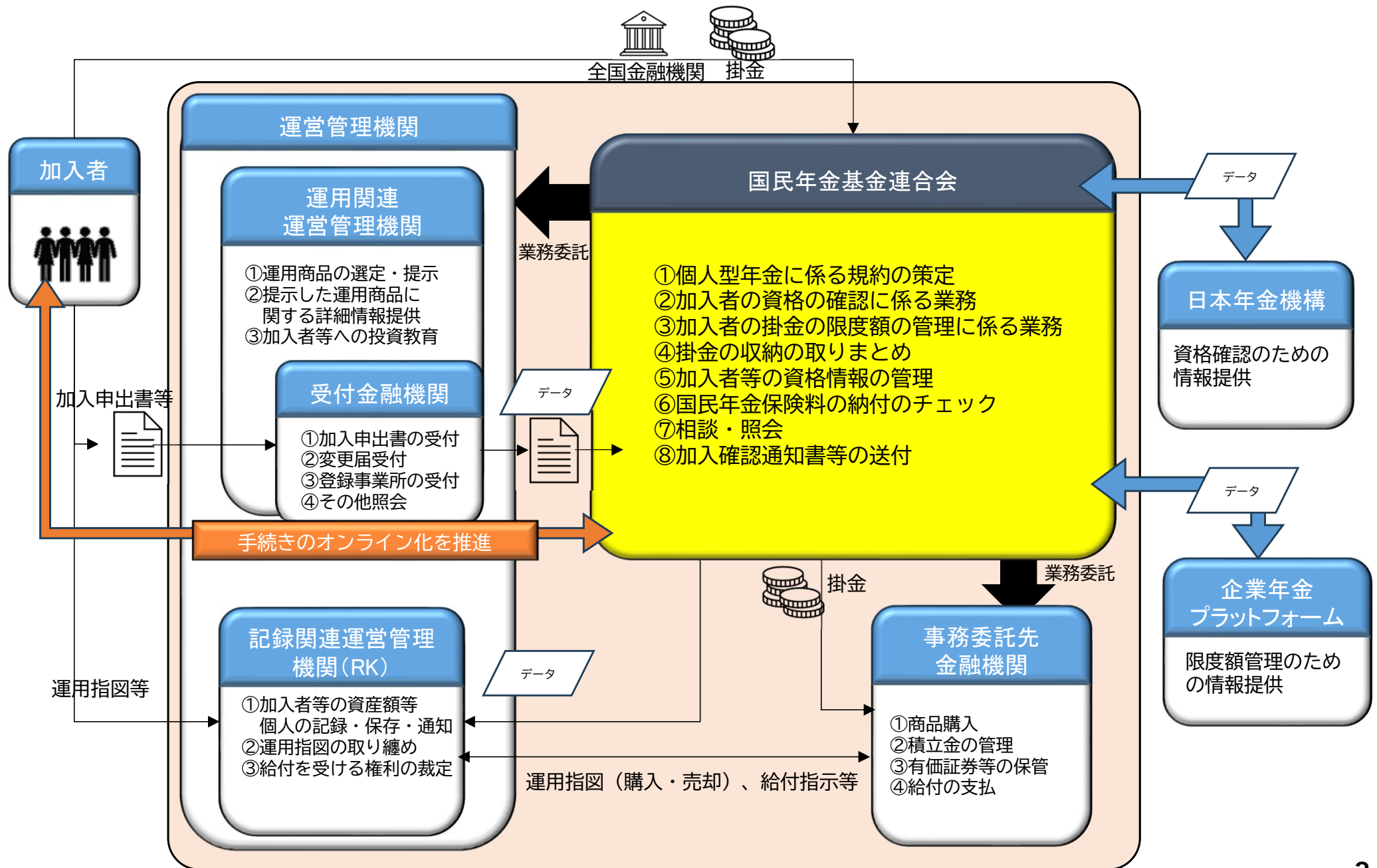
令和8(2026)年6月5日

目次

- | | |
|--------------------|----|
| 1. iDeCoにおける連合会の役割 | P3 |
| 2. 現在取り組んでいる課題 | P4 |
| 3. 自動移換について | P7 |

1. iDeCoにおける連合会の役割

○ 連合会は、iDeCo事業の運営主体として、事業の運営管理を行うとともに、加入者の資格確認、掛金限度額の管理等の業務を行っている。



2. 現在取り組んでいる課題(オンライン化による利便性の向上と効率化①)

- オンライン手続きの利用を促進することにより、加入者等の利便性の向上と効率化を進めている。
- e-iDeCoの利用件数は令和7(2025)年10月の利用開始から順調に伸びている。

【諸変更手続き (e-iDeCo)】

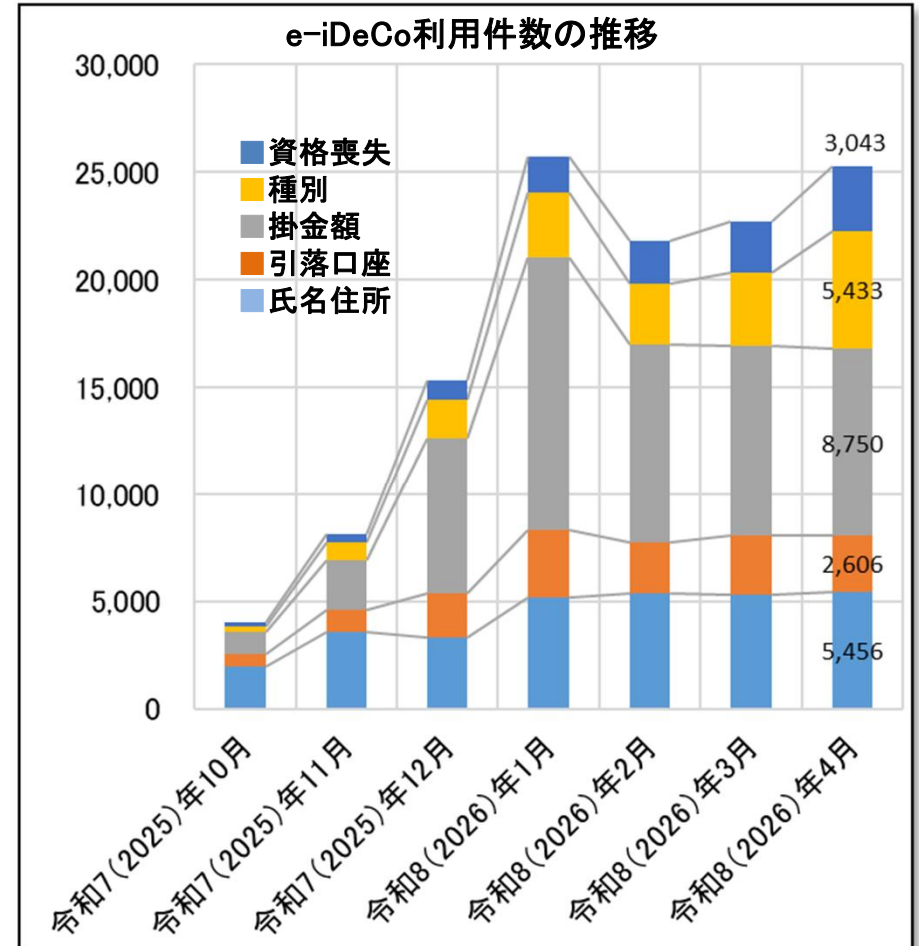
- 令和7(2025)年10月、諸変更手続きについて「e-iDeCo」(iDeCoオンライン手続きサービス)を提供開始。
- 令和8(2026)年4月現在、59の運営管理機関が導入。

(1) 特徴

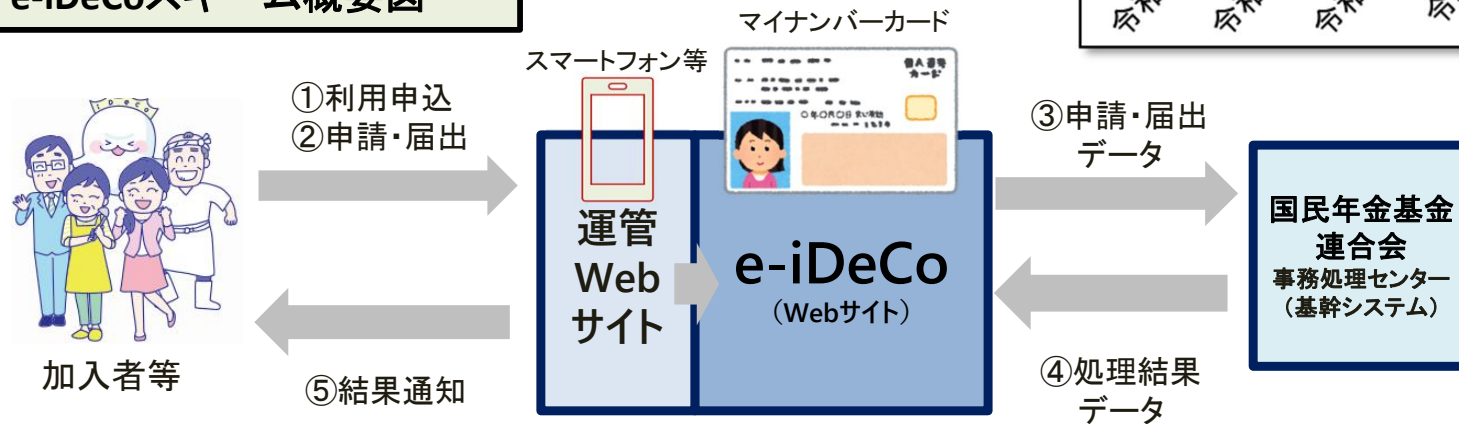
- ・ 運営管理機関共通で導入可能なiDeCo諸手続きのオンライン手続きプラットフォーム
- ・ 加入者は、マイナンバーカードでログイン認証することで、各変更手続きにおける基礎年金番号や住所等の入力が必要。オンライン送信により発送手続きが必要。
- ・ 令和8(2026)年からは、マイナンバーカードのスマートフォン搭載により、マイナンバーカードのログイン認証も簡素化。

(2) オンライン化対象手続き(令和8(2026)年4月時点)

- ・ 掛金額、住所・氏名、被保険者種別、引落口座の変更、資格喪失届、控除証明書の電子交付



e-iDeCoスキーム概要図



【参考】e-iDeCoログイン画面(スマートフォン)

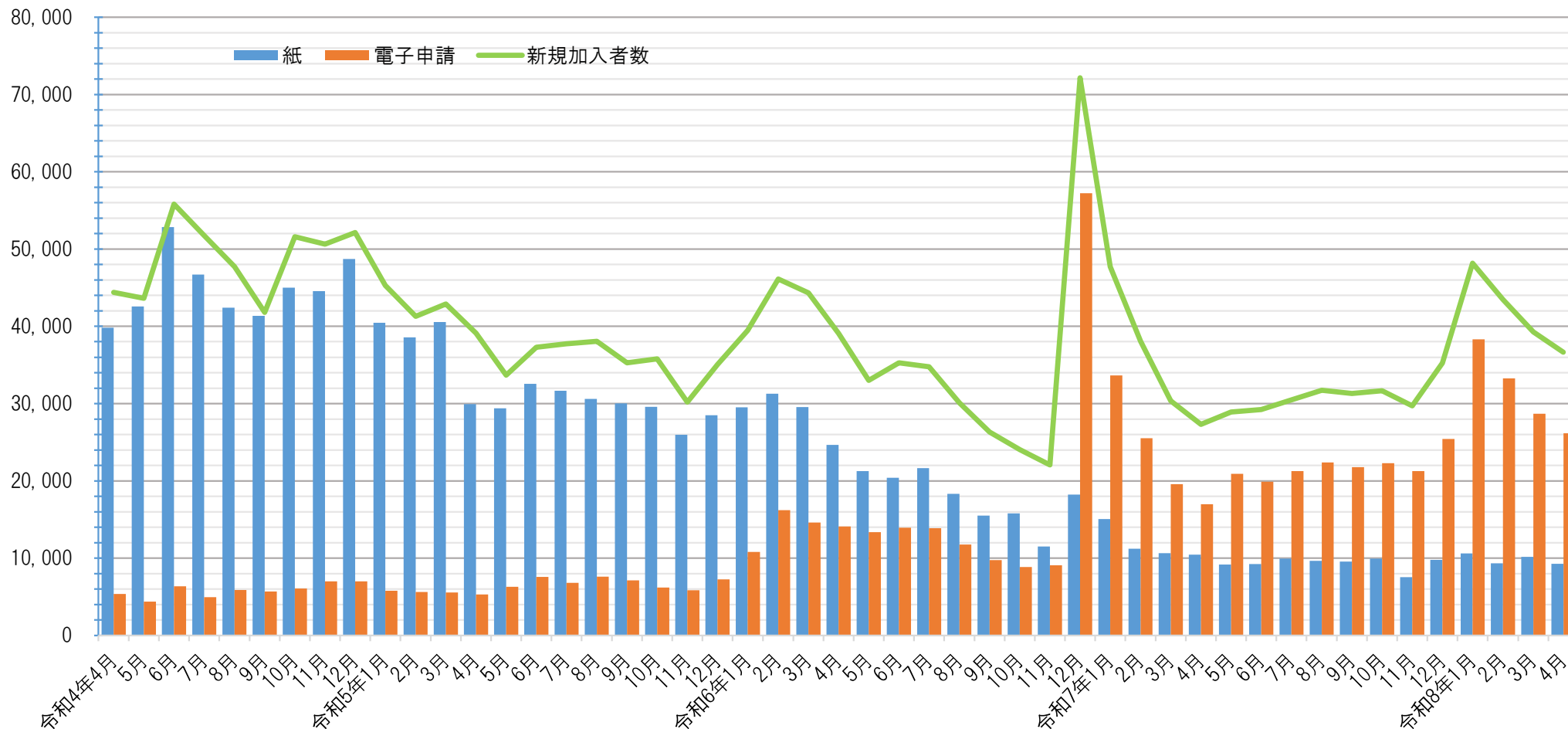


(参考)iDeCoのオンライン化 ～加入・移換手続～

- 加入・移換申出については、令和3年(2021)年に電子申請システムを運営管理機関と共同で開発・運用しており、令和8(2026)年4月現在の利用機関数は36となっている(運営管理機関総数は155社)。
- 令和6(2024)年12月の年金制度改正の施行により、加入申出書において必要であった「事業主証明」が廃止された結果、電子申請が大きく増加しており、令和8(2026)年4月現在では、書類申請よりも電子申請の割合が大きくなっている(36運営管理機関の既存加入者数に占める割合は91.6%)。
- e-iDeCoに加入・移換手続の機能を追加することについては、すでに現行の電子申請システムに対応している運営管理機関のシステム改修をどう行うかなど、様々な課題を解決する必要がある。

新規加入に係る紙の申請件数と電子申請の件数の比較

(単位:件)



2. 現在取り組んでいる課題(オンライン化による利便性の向上と効率化②)

- 令和8(2026)年度中にiDeCoプラス※に関する申請・届出のオンライン化に着手し、利便性の向上を図る。
- iDeCoプラスの利用事業所数は増加しており、令和8(2026)年3月末時点で9,919事業所となっている。

【iDeCoプラスオンライン構想】

○概要

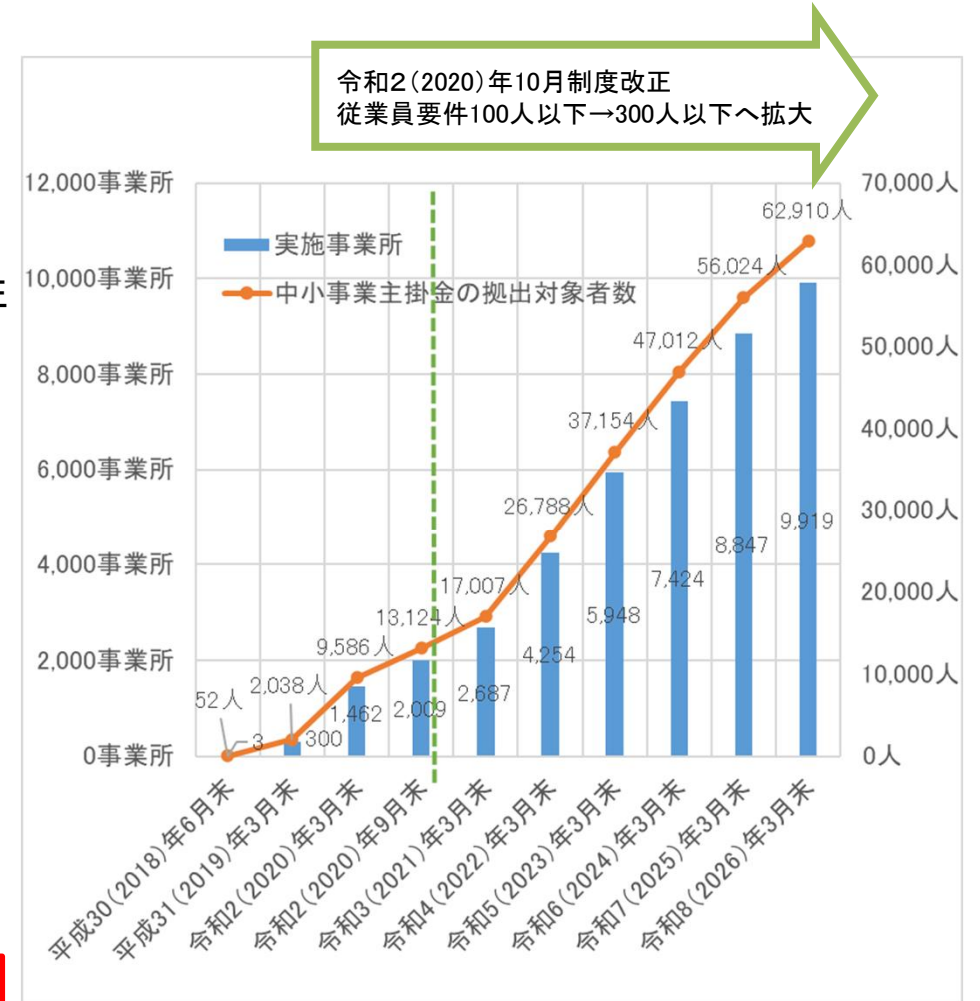
- ・ iDeCoプラスの申請・届出をオンライン化し、事業主手続きの利便性の向上を図る。
- ・ 将来的に、従業員への各種通知や資料提供など、更なる利便性の向上も想定。

○オンライン化対象手続

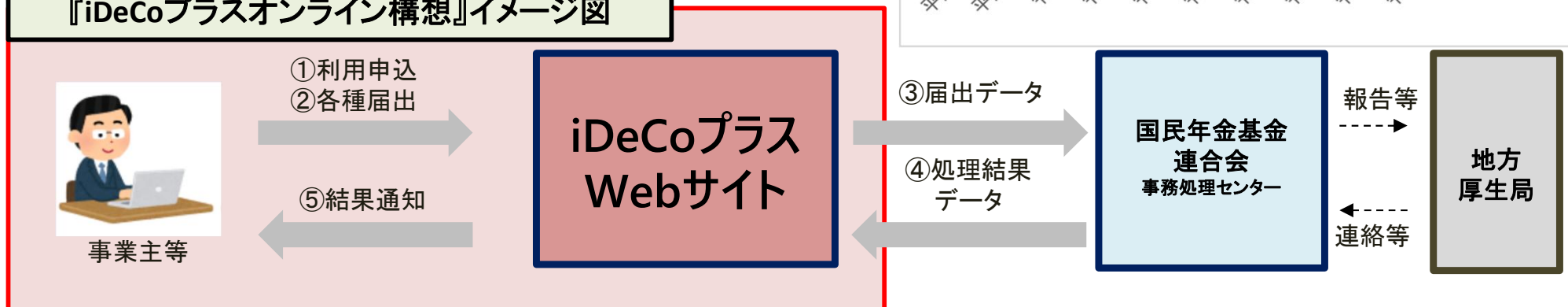
- ・ 事業主による現況届、変更届(従業員・事業主掛金・拠出時期の変更)、開始届、終了届等を段階的に導入。

※ iDeCoプラス(iDeCo+)とは

- ・ 事業主がiDeCo加入者である従業員の掛金に上乗せして事業主掛金を拠出できる制度
- ・ 従業員規模300人以下で、企業年金を実施していない事業所で導入可能
- ・ 平成30(2018)年5月に制度施行。令和8(2026)年3月末現在、9,919事業所、62,910人が利用



『iDeCoプラスオンライン構想』イメージ図



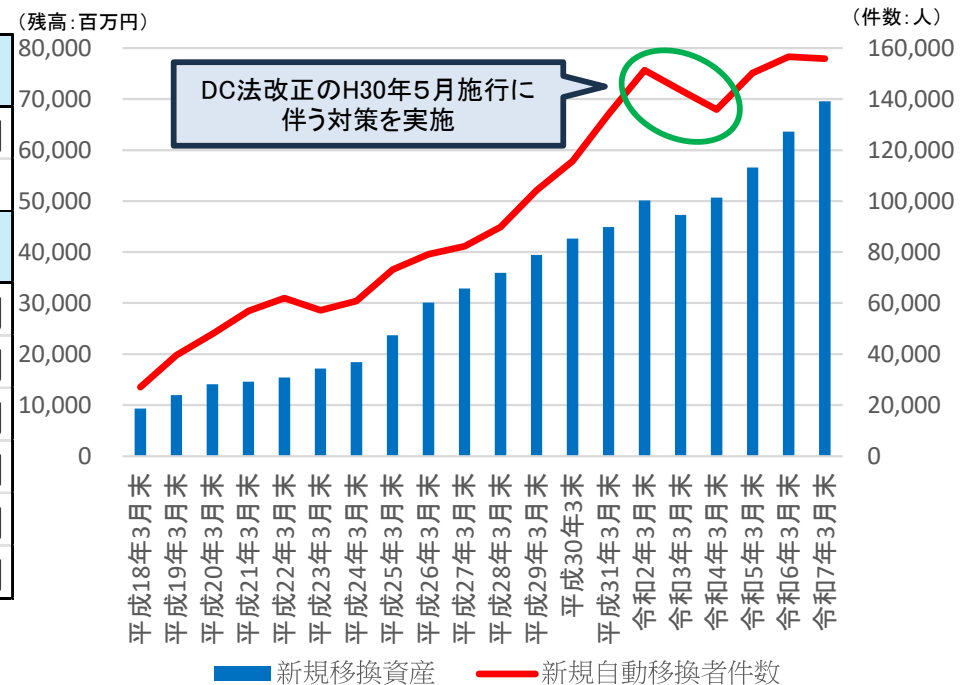
3.自動移換の現況

【現状と問題意識】

- 自動移換者は、令和7(2025)年3月末時点で約78万人、管理資産残高は約3,400億円となっている。
- これまでも
 - ・「RKによる移換手続推奨」や「連合会による年1回周知」の義務化(DC改正法:平成30(2018)年5月施行分)や、
 - ・転職前の企業型年金資産や自動移換された年金資産の、転職後の企業型DCや個人型DCへの自動的な移換(DC改正法(平成30(2018)年5月施行分))などの対策が実施され、これらの対策とともに連合会としても自動移換対策に取り組んできたが、自動移換者の増大には歯止めがかかっていない。

新規自動移換者の人数及び資産額の推移

令和7年3月末時点での人数		
自動移換者(管理資産額)	778,086人	3,361億6,145万円
※資産額0円を含む自動移換者	1,382,661人	
年間件数(令和7年3月末時点)		
①新規自動移換者(資産額)	155,913人	695億8,101万円
②企業型・個人型移換戻し件数(資産額)	58,323人	405億1,732万円
③死亡一時金件数(金額)	755件	10億7,735万円
④脱退一時金件数(金額)	1,125件	2億6,308万円
⑤70歳裁定件数(金額)	2件	253万円
⑥自動移換者増加(資産額)	95,706人	267億1,023万円



【要望】 次期年金制度改正においては、以下のような制度的対応をご検討いただきたい。

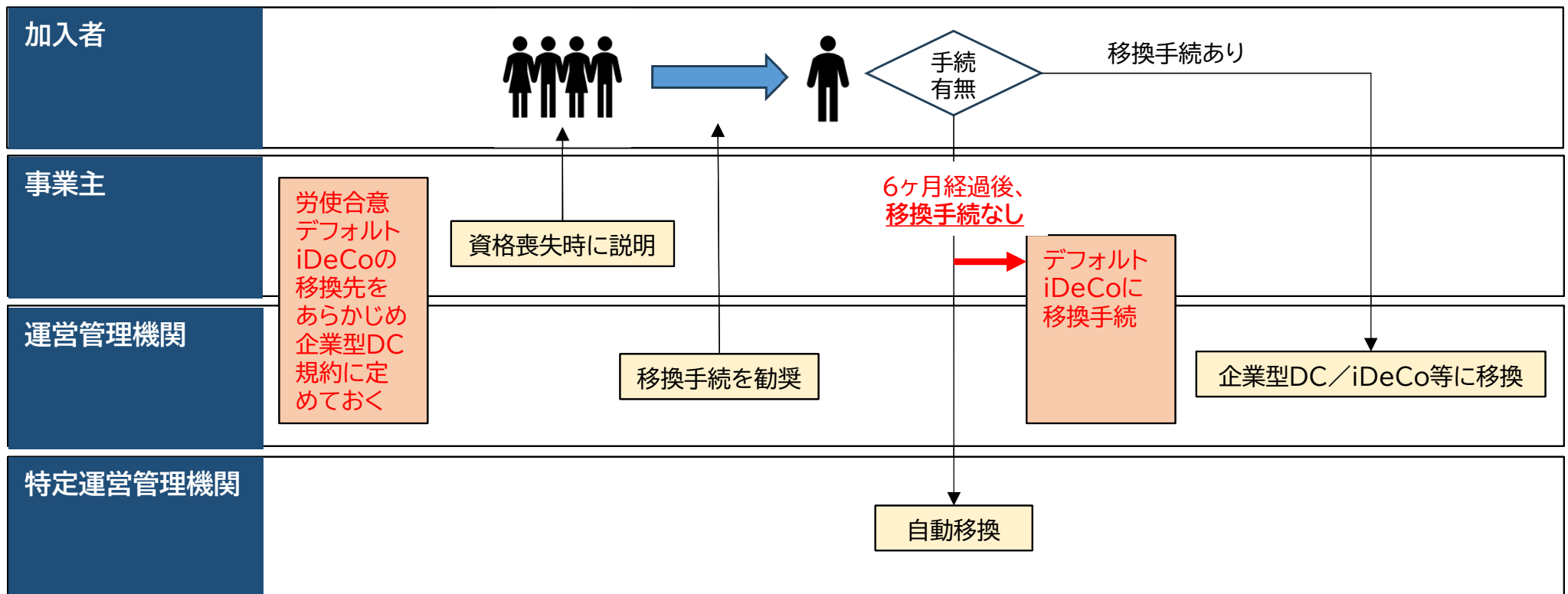
- ① 資格喪失者が、資産の移換先を定めない場合の移換先を企業年金規約に定めることを義務付け(デフォルトiDeCo)
- ② 脱退一時金の要件緩和
- ③ 資産なし記録の保存期間の設定

3.自動移換への対策①

① 資格喪失者が、資産の移換手続きをしない場合の移換先を、企業型の年金規約に定めることを義務付け（デフォルトiDeCo）

【要望】

- 自動移換の入口対策として、企業型DCの加入者資格を喪失した後、加入者が移換手続きを行わない場合、予め定めたiDeCoのプランに自動的に加入させ、運用が継続される仕組みを構築する（基本的に新規の自動移換が発生しなくなる）。
 - 一 企業型DCの規約に規定することが必要。



3.自動移換への対策②

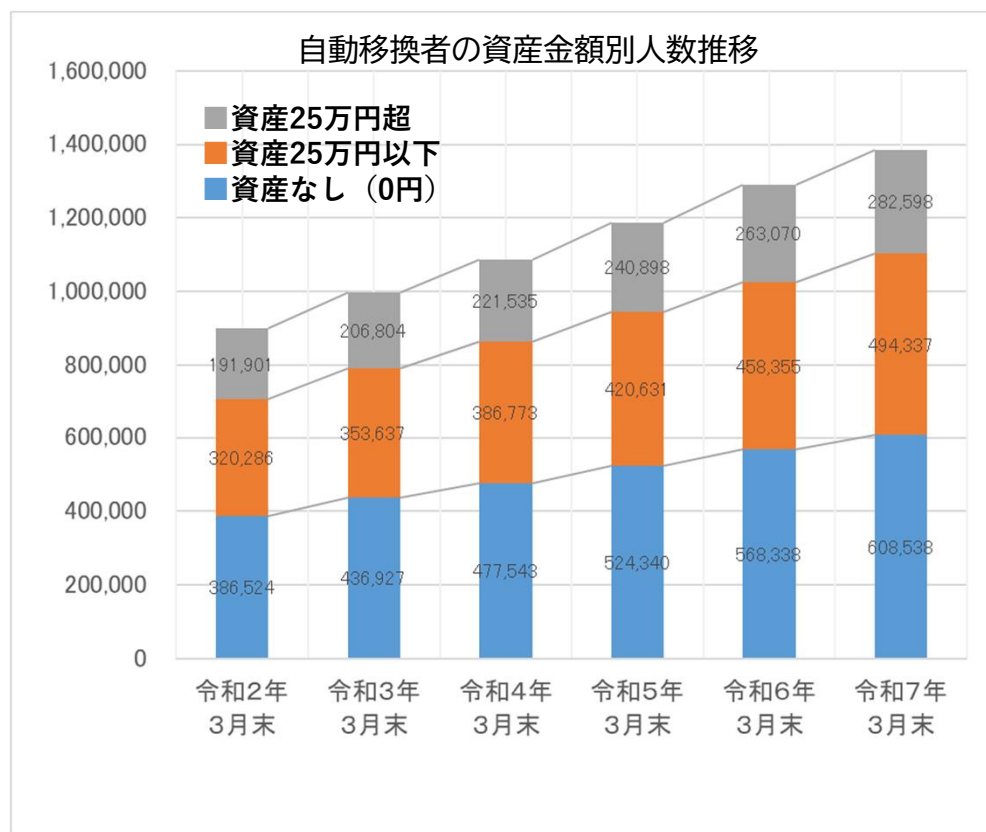
② 脱退一時金の要件緩和

【要望】

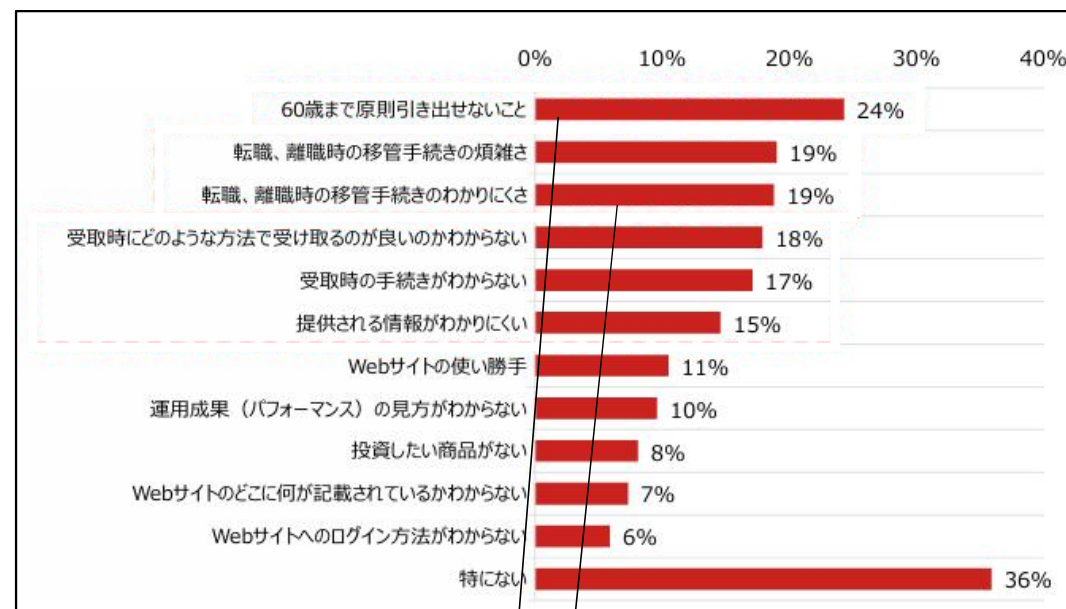
- DC制度の持続的な発展と事業運営の効率化を図るため、脱退一時金の支給要件を緩和し、一定条件下での柔軟な資金引出しを可能としていただきたい。

【問題意識】

- 脱退一時金の受け取りの支給要件のうち、「個人別管理資産額が25万円以下」に該当する者は、自動移換者で資産ありの者のうち約6割超を占めるが、「個人型DCに加入できないこと」という要件のため、脱退一時金の制度を利用できる者はかなり限定されている。



野村アセットマネジメント社:「確定拠出年金に関する意識調査2024」
【確定拠出年金制度において不便・不満に感じること】



60歳まで原則引き出せないこと 24%
転職、離職時の移換手続きの煩雑さ 19%

企業型DCの脱退一時金支給要件(確定拠出年金法附則2条の2)

- ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- ・個人別管理資産の額が政令で定める額(1.5万円)以下であること又は個人型DCの脱退一時金支給要件を満たすこと。
- ・最後に企業年金加入者の資格を喪失した日から6か月以内であること。

個人型DCの脱退一時金支給要件(確定拠出年金法附則3条)

- ・60歳未満であること。
- ・企業型年金加入者でないこと。
- ・個人型DCに加入できないこと。
(「日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと」を含む)
- ・通算の掛金拠出期間が政令で定める期間(5年)以下であること又は個人別管理資産の額が政令で定める額(25万円)以下であること。
- ・最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内であること。

3.自動移換への対策③

③ 資産なし記録の保存期間の設定

【要望】

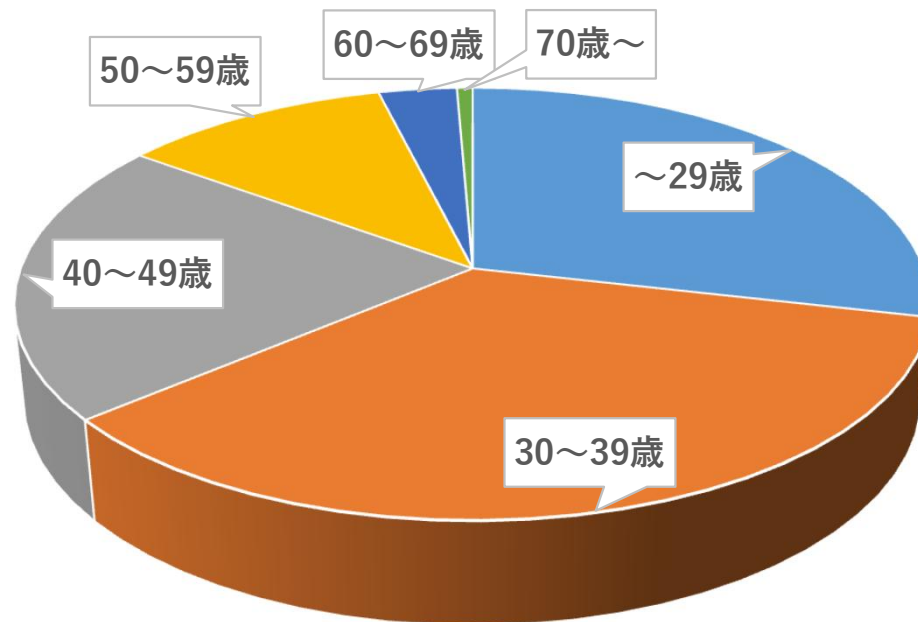
- 資産額がゼロである自動移換者については、加入記録の保存期間を設定することをご検討いただきたい。
 - 例えば、老齢一時金の強制裁定(75歳以上)まで。

【問題意識】

- 現状では、資産額がゼロの場合でも、通算加入期間が給付要件となっていることから加入記録は無期限で保存されているため、記録管理の事務負担とコストが増大している。

自動移換者の年代別割合（令和7（2025）年3月末）

資産額ゼロの者の内訳



年代	比率
合計	100.0%
~29歳	26.3%
30~39歳	35.5%
40~49歳	22.0%
50~59歳	11.8%
60~69歳	3.6%
70歳~	0.7%